

「新型コロナウイルス関連 カンボジアへの入国制限の改定について」

このたび、カンボジア入国制限が緩和されました。2回目のワクチン接種済みの渡航者に対し、カンボジア政府（Royal Government of Cambodia、以下 RGC）は一部の入国制限を改定すると、カンボジア保健省（Ministry of Health、以下 MOH）名で発表しました。（2021年10月18日より有効）

入国制限の改定により、入国者は以下2つのカテゴリーに分類されます。

(1) 2回目ワクチン接種済の渡航者

- (A) 外交“A”ビザ及び公用”B”ビザを所持する外国人渡航者、及び家族同伴者
- (B) 在カンボジア企業からの支払い保証、または、招へい証明がある外国人渡航者
(投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者、及び家族同伴者)
- (C) 上記 (A)・(B) 以外の外国人渡航者
(旅行者、カンボジア企業からの支払い保証・招へいがいない方)
- (D) カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民

(2) ワクチン未接種、または1回接種のみの渡航者

(1) 2回目ワクチン接種済の渡航者

(A) 外交“A”ビザ及び公用”B”ビザを所持する外国人渡航者、及び家族同伴者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な外交・公用ビザ
※ 外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ③ カンボジアに向けて出発の72時間以内に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※ 陰性証明書の基準については、別参考
- ④ ホテル予約確認書
※ 事前に希望の隔離ホテルの予約サービス「Alternate State Quarantine（ASQ）」の利用者のみ
※ 事前予約が可能なホテルについては、別参考

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ（※外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、ホテル予約確認書（※ASQ利用者のみ）を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、PCR検査を受けて頂きます。
- ③ 1日目のPCR検査結果により、新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、3日間の強制隔離となります。
- ④ 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。

(B) 在カンボジア企業からの支払い保証、または、招へい証明がある外国人渡航者

（投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者、及び家族同伴者）

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な商用ビザ
- ② RGC発行の「支払保証証明書（Validation Certificate on Guarantee）」、または、「招へい証明書（Validation Certificate on Invitation）」
 - 「支払保証証明書」及び「招へい証明書」の発行には、現在カンボジアで運営している会社の最高経営責任者、もしくは、出資者などからの申請が必要です。下記のURLから、オンラインにて資格申請が可能です。
 - Cambodia Data Exchange (www.registrationservices.gov.kh)
 - 審査所要期間：3営業日程度

- 許可が下り次第、30日間・1回限り有効の「支払保証証明書」・「招へい証明書」が発行されます。
- 在外カンボジア大使館、もしくは名誉領事館にてビザを申請する際に、提出が必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ④ カンボジアに向けて 出発の72時間以内 に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの 陰性証明書（英文）
 - ※ 陰性証明書の基準については、別参考
- ⑤ 新型コロナウイルス保険購入証明書
 - ※ 渡航者は新型コロナウイルス保険のオンライン購入が必要です。FORTE Insurance Companyにて購入可能です。（保険料USD90、20日間有効、<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>）
- ⑥ ホテル予約確認書
 - ※ 事前に希望の隔離ホテルの予約サービス「Alternate State Quarantine（ASQ）」の利用者のみ
 - ※ 事前予約が可能なホテルについては、別参考

カンボジア到着後

- ① 「支払保証証明書」、または「招へい証明書」、有効な商用ビザ、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、FORTE 保険購入証明書、ホテル予約確認書（※ASQ 利用者のみ）を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、PCR 検査を受けて頂きます。
- ③ 1日目のPCR 検査結果により、新型コロナウイルス 陰性者 であると判明した場合、3日間の強制隔離となります。
- ④ 新型コロナウイルス 陽性者 であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。
- ⑤ ASQ 利用でない方は、USD600 のデポジット が必要です。デポジットから、3日間の強制隔離中のホテル滞在費用（1泊USD60～75）、PCR 検査費用、空港からホテルまでの交通費、新型コロナウイルスに感染した場合の治療費が支払われます。残金がある場合、隔離期間終了後3日以内に返金されます。
- ⑥ ASQ 利用でない方は、MOH 指定のホテルまで送迎され、3日間強制隔離となります。
- ⑦ ASQ 利用者の場合、予約の隔離ホテルの交通手段にて送迎されます。

(C) 上記(A)・(B)以外の外国人渡航者

（旅行者、カンボジア企業の支払い保証・招へいがいない方）

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された 有効なビザ
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ③ カンボジアに向けて 出発の72時間以内 に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの 陰性証明書（英文）
 - ※ 陰性証明書の基準については、別参考

- ④ 新型コロナウイルス保険購入証明書
※ 渡航者は新型コロナウイルス保険のオンライン購入が必要です。FORTE Insurance Companyにて購入可能です。(保険料 USD90、20日間有効、<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>)
- ⑤ ホテル予約確認書
※ 事前に希望の隔離ホテルの予約サービス「Alternate State Quarantine (ASQ)」の利用者のみ
※ 事前予約が可能なホテルについては、別参考

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、FORTE 保険購入証明書、ホテル予約確認書(※ASQ 利用者のみ)を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、PCR 検査を受けて頂きます。
- ③ 1日目及び6日目のPCR 検査結果により、新型コロナウイルス**陰性者**であると判明した場合、**7日間**の強制隔離となります。
- ④ 新型コロナウイルス**陽性者**であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。
- ⑤ ASQ 利用でない方は、**USD1,000 のデポジット**が必要です。デポジットから、7日間の強制隔離中のホテル滞在費用(1泊 USD60~75)、PCR 検査費用、空港からホテルまでの交通費、新型コロナウイルスに感染した場合の治療費が支払われます。残金がある場合、隔離期間終了後3日以内に返金されます。
- ⑥ ASQ 利用でない方は、MOH 指定のホテルまで送迎され、7日間強制隔離となります。
- ⑦ ASQ 利用者の場合、予約の隔離ホテルの交通手段にて送迎されます。

(D) **カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持する、カンボジア国民**

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館で発給された**有効なビザ**(Kビザ)
※ 他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ
- ② カンボジア国籍の投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者、及び家族同伴者の場合、RGC 発行の「支払保証証明書(Validation Certificate on Guarantee)」、または、「招へい証明書(Validation Certificate on Invitation)」
 - 「支払保証証明書」及び「招へい証明書」の発行には、現在カンボジアで運営している会社の最高経営責任者、もしくは、出資者などからの申請が必要です。下記の URL から、オンラインにて資格申請が可能です。
 - Cambodia Data Exchange (www.registrationservices.gov.kh)
 - 審査所要期間：3営業日程度
 - 許可が下り次第、30日間・1回限り有効の「支払保証証明書」・「招へい証明書」が発行されます。

- 在外カンボジア大使館、もしくは名誉領事館にてビザを申請する際に、提出が必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ④ カンボジアに向けて 出発の72時間以内 に自国の保健局などから発行された新型コロナウイルスの 陰性証明書（英文）
 - ※ 他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ
 - ※ 陰性証明書の基準については、別参考
- ⑤ 新型コロナウイルス保険購入は必要ありません。
- ⑥ ホテル予約確認書
 - ※ 事前に希望の隔離ホテルの予約サービス「Alternate State Quarantine（ASQ）」の利用者のみ
 - ※ 事前予約が可能なホテルについては、別参考

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ（※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、ホテル予約確認書（※ASQ利用者のみ）を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、PCR検査を受けて頂きます。
- ③ 1日目及び6日目のPCR検査結果により、新型コロナウイルス 陰性者 であると判明した場合、7日間の強制隔離となります。
- ④ 「支払い保証証明書」、または「招へい証明書」を有する、カンボジア国籍の投資家・ビジネスパーソン・会社員・専門職・熟練労働者・技術者、及び家族同伴者の場合、3日間の強制隔離となります。
- ⑤ 新型コロナウイルス 陽性者 であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。
- ⑥ デポジットは必要ありません。
- ⑦ ASQ利用でない方は、MOH指定の隔離施設まで送迎され、強制隔離となります。
- ⑧ ASQ利用者の場合、予約の隔離ホテルの交通手段にて送迎されます。
- ⑨ 自宅で隔離希望のカンボジア国籍の方は、出発の3日前に、カンボジア政府に申請が可能です。ただし、自宅隔離の条件を満たす必要があります。

(2) ワクチン未接種、または1回接種のみの渡航者

入国制限は「1. 2回目ワクチン接種済の渡航者」と同じです。しかし、強制隔離期間は、14日間となります。また、ASQ利用でない方（カンボジア国民を除く）は、カンボジア到着後、USD2,000の デポジット が必要です。

別参考

A) 出国前のPCR検査及び新型コロナウイルス陰性証明書

1. 全ての外国人渡航者、またはKビザを所持する方は、出国前にPCR検査と新型コロナウイルス陰性証明書の発行を受けなければなりません。
2. 唾液ではなく、鼻咽頭スワブによるPCR検査のみ有効です。
3. 新型コロナウイルス陰性証明書は、出発の72時間以内に発行されたものに限り、ここで言う「72時間」の起点は、PCR検査を受けた時刻ではなく、陰性証明書が発行された時刻となります。
例：出発が「月曜日 午前11時」の場合、陰性証明書は「金曜日 午前11時以降」に発行されなければいけません。さらに、万が一飛行機の出発が遅れた時のために、可能であれば、出発前24～48時間以内に発行された陰性証明書をご用意ください。
4. 新型コロナウイルス陰性証明書は、手書きではなく、パソコン作成の陰性証明書をご用意下さい。しかし、「担当医師の署名」は必ず「手書き」で、「施設印」の「押印」が必要です。過去、手書きの陰性証明書で搭乗拒否された事例があったようですので、ご注意ください。
5. 手書きの署名であることが判別しやすいように、可能であれば、担当医師の署名は青色で記入していただくほうがよいでしょう。
6. 陰性証明書は必ず英文で作成していただき、“NASAL SWAB”、“NEGATIVE”と記入していただきます。 “No Covid-19”だけの記載は、認められないことがあるようです。

※ 事前に上記の必要な情報をすべて病院に伝えた上で、受検してください。

B) 強制隔離ホテル・事前予約サービス「Alternative State Quarantine (ASQ)」

下記は事前予約が可能なホテルとなります。

- ① Sokha Phnom Penh Hotel & Residence
URL: <https://www.sokhahotels.com.kh/phnompenh/>
- ② Courtyard by Marriott Phnom Penh
URL: <https://www.marriott.co.jp/hotels/travel/pnhcy-courtyard-phnom-penh/>
- ③ Raffles Hotel Le Royal Phnom Penh
URL: <https://www.affles.com/phnom-penh/>
- ④ Sofitel Phnom Penh Phokeethra
URL: <https://www.sofitel-phnompenh-phokeethra.com/>
- ⑤ Himawari Hotel
URL: <http://www.himawarihotel.com/>

C) デポジット USD600・USD1,000・USD2,000

1. ASQ利用者でない方は、デポジットが必要です。
2. デポジットは、現金、もしくはクレジットカードで決済可です。しかし、利用されるクレジットカードが機械に反応しない、または機械が故障している場合を想定して、現金決済を一番お勧めします。また、念のため少額の現金を用意しておく方が安全です。

3. 銀行によって、30米ドルの手数料がかかる場合があります。
4. デPOSIT支払い後、領収書が発行されます。デPOSITの払い戻しに必要ですので、必ず領収書を保管しておいてください。

D) その他

航空会社や入国審査などへの提出のため、下記の書類のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

- ① PCR陰性証明書
- ② 支払い保証証明書、または招へい証明書
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ④ FORTE 保険購入確認書
- ⑤ ホテル予約確認書 (ASQ 利用者のみ)

まとめ

このたびのカンボジア入国規制の改定に伴い、ご準備いただく内容が大幅に変更となっております。ご自分がいずれの категорияに該当するかを確認の上、必要書類等をご用意頂ければと思います。また、航空会社や入国審査での説明に備えて、カンボジア外務省、カンボジア保健省や民間航空庁発表の正式な通知書(写)を併せて持参されることをお勧めします。

なお、出国前には、大使館や各名誉領事館、そして利用される航空会社に、再度最新情報についてご確認をお願いいたします。

最後に、ご自身そして周囲の人を感染から守るために、マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・隔離期間中のルールを遵守し、社会的責任のある人間として行動しましょう！

ウェブサイトリンク：

1. 在日本カンボジア王国大使館 Royal Embassy of Cambodia in Japan
http://www.cambodianembassy.jp/web2/?page_id=4377&lang=en
2. カンボジア外務省 Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, Cambodia
<https://www.mfaic.gov.kh/covid-19>
3. 在カンボジア日本国大使館 Embassy of Japan in Cambodia
https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html
